

平成22年8月19日

北海道労働局長
高原 和子 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 道幸 哲也

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成22年7月5日付け北労発基第220555号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

答申に当たっては、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、平成20年10月19日改正発効された北海道最低賃金（時間額667円）を平成20年度の生活保護費と比較したところ50円下回り、かつ、平成21年度の北海道最低賃金の改正（時間額678円）による引上額11円を加えても39円下回っていることから、平成20年度に当地方最低賃金審議会が定めた予定解消年数を踏まえ、平成22年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成22年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方も参考にして、今年度の解消額としたものである。

なお、生活保護費との乖離額の早期解消はもとより、早期に最低賃金800円を確保すること及び中小企業支援策の実施等を含めた雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成22年6月3日雇用戦略対話第4回会合）の実現に向けて、今後も検討を行っていくこととする。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

北海道最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間691円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり